

6 朝鮮駐劄憲兵隊司令官立花小一郎と「武断政治」

— 『立花小一郎日記』を中心に —

イ ヒョン シク
李 炯 植

1. はじめに

東京新聞社朝鮮京城特派員の中野正剛は『東京朝日新聞』に「総督政治論」を15回にわたって連載したのだが、憲兵統治については次のように言及している。

寺内伯は明石將軍を監督し、明石將軍は警務部長を監督し、警務部長は憲兵を監督し、巡查を監督し、憲兵巡查は人民の經濟、風教、言論等総てを監督し、傍ら地方官吏の私行までも監督し、斯くて社会に一弊事の行はるゝなきを期せんとするが如し¹。

中野は寺内正毅総督が明石元二郎憲兵司令官を監督し、憲兵が全朝鮮を監視し、はなはだしくは文官の不正まで監督する憲兵統治の弊害を辛辣に批判した。憲兵は軍事警察だけでなく犯罪即決処分、戸籍事務、日本語使用の強制、副業奨励、農産物の栽培強調など、行政・司法それ以外の雑務に至るまで、全分野において干渉できる権限を認められていたため、朝鮮統治は「憲兵万能」と言っても過言ではない状態であった²。いわゆる「武

¹ 中野正剛『私が観たる満鮮』政教社、1915年、7頁。

² 朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史 新版』三省堂、1995年、258頁；김민철 「식민지조선의 경찰과 주민」 韓日關係史研究論集編纂委員會『일제 식민지 지배의 구조와 성격』景仁文化社、2005年。

断政治」は憲兵の強制力を主軸に成されたため、道長官は憲兵である警務部長の協力がなければほとんど業務遂行ができなかった。さらに憲兵は地方官吏を監督する立場にあったため、朝鮮民衆はもちろん、文官たちからも非難の標的となっていた。

立花たちばな小一郎こいちろうは1861年に三池藩の家老、立花おおい硯の長男として生まれ、1883年に陸軍士官学校を卒業し、陸軍教官、参謀本部第一局員、清国駐屯軍参謀、袁世凱の軍事顧問を歴任し、旅団長を経て1912年9月、朝鮮駐劄軍参謀長として朝鮮に赴任する。立花は寺内正毅陸軍大臣の高級副官を務めたが、満洲守備隊長の頃にガス中毒により精神異常の症状をきたし退役間近となった。しかし寺内により第30旅団長に抜擢され、以後出世街道を歩む³。以後、1914年4月、第2代朝鮮駐劄憲兵隊司令官、1916年4月、第19師団長を歴任し、1919年4月、関東軍司令官に昇進し関東州に赴任するまで6年6ヶ月間、朝鮮で勤務することになる。彼は明石元二郎、田中義一、秋山雅之介（陸軍省参事官、朝鮮総督府参事官）とともに寺内の「四天王」と呼ばれたと言う⁴。

このように朝鮮と緊密な関係を結んでいる人物ではあるが、回顧録や伝記もなく、立花についての個人研究や日本国会図書館憲政資料室に所蔵されている『立花小一郎関係文書』を使用した研究は少数にすぎない⁵。

立花は1909年から1923年まで約14年間、『回顧余録』という日記を残し

³ 鶴崎鸞城『陸軍の五大閥』隆文館図書、1915年、103-105頁。ただし、立花は寺内派でありながら寺内のライバルである上原勇作とも緻密な関係を維持している。1910年代、日本陸軍内の派閥抗争については、北岡伸一『日本陸軍と大陸政策：1906-1918年』東京大学出版会、1979年を参照。

⁴ 秋山雅之介伝記編纂委員会編『秋山雅之介伝』秋山雅之介伝記編纂委員会、1941年、120頁。

⁵ 立花の近衛旅団長時期の日記を使用した百瀬孝の研究（「近衛旅団長の勤務と生活」『日本歴史』476、1988年）と憲兵隊司令官時期の日記を使用した李炯植の研究（「一九一〇年代植民地朝鮮における衛生行政と地域社会」、松田利彦・陳延媛編『地域社会から見る帝国日本と植民地』思文閣、2013年）がある。

ている。『回顧余録』(本稿では便宜上「立花日記」とする)は個人的な感情と感傷を抑制しつつ、毎日の日常(日程、訪問者など)を記録したもので、日記というよりは日誌に近い。さらに野戦軍人たちの平時の日記はたいへん無味乾燥であるため、立花日記から彼の思想や行動を抽出するのは決して容易なことではない。

さいわい朝鮮憲兵隊司令官時期の「立花日記」(1914年4月から1916年6月まで)は警務総長を兼ねている憲兵隊司令官の日常や業務(長官会議、警務総監部会議など)、朝鮮総督府の重要懸案を不十分ながら把握することができ、史料の不足により足踏み状態にある1910年代の研究を補完することのできる一級史料と言える。

立花が憲兵隊司令官として在任した2年間は第1次世界大戦の勃発、日本の対中国21箇条の要求、朝鮮に常駐する2個師団増設の確定、朝鮮伝染病予防令の公布、始政5年朝鮮物産共進会の開催など、大きな事件が続いた。この時期は米価が暴落したにもかかわらず財政独立5ヶ年計画の実施により地租が40%引き上げられ、新税(市街地税、煙草製造税、消費税)が創設され、朝鮮民衆の負担が重くなった⁶。そのみならず、墓地規則、衛生規則、医師規則、伝染病予防令が施行されると、朝鮮人の日常生活に植民地権力が浸透し、摩擦が絶えない時期でもあった。朝鮮人の伝統的な慣行と秩序を、「文明」「衛生」「開発」を推し進める植民地権力が憲兵警察を通じて武断的に破壊、解体、変容しようと試み、これに対して朝鮮人が抵抗、交渉(bargaining)する時期であった⁷。

本稿では憲兵隊司令官時期の「立花日記」を通して憲兵隊司令官の日常

⁶ 朝鮮総督府の財政独立5ヶ年計画については、李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』吉川弘文館、2013年の第一章を参照。

⁷ 並木真人「植民地期朝鮮人の政治参加について：解放後史との関連において」『朝鮮史研究会論文集』31、朝鮮史研究会、1993年；김동명『지배와 저항, 그리고 협력：식민지조선에서의 일본제국주의와 조선인의 정치운동』景仁文化社、2006年を参照。

と業務、この時期の朝鮮総督府の主要懸案とそれに対する政策を、朝鮮人、在朝日本人との関係のなかで探ろうとするものである。日記の簡略な記述を『毎日申報』、『寺内正毅関係文書』（朝鮮総督）、『井口省吾日記』（朝鮮駐劄軍司令官）などの史料で補完しつつ、この時期の主要事件を再構成する。

2. 朝鮮社会との接触

2-1. 朝鮮人との人脈

立花の対人関係は主に軍人が中心であり、日記には『京城日報』、『朝鮮新聞』、『朝鮮公論』、『朝鮮及満洲』などの社長及び記者、在朝日本人有力者、朝鮮を訪問した国会議員、朝鮮貴族などが多く登場する。1920年代、齋藤実総督や齋藤の秘書官であった守屋栄夫⁸と比べてみても、朝鮮貴族を除けば朝鮮人との接触はたいへん少ない。対人関係の幅が狭いのは一部政治軍人を除いては当時軍人の一般的な姿であったと言う⁹。

立花の朝鮮人人脈のなかで最も目に止まるのは朝鮮貴族である。朝鮮貴族たちは墓地問題、訴訟問題など、各種懸案を持って立花に面談を要請するのみならず¹⁰、時には自分たちの家に招待し妓生^{キョーセン}を呼んで接待したりもした。朝鮮貴族のなかで立花と最も多く接触した人物は宋秉峻^{ソンビョンジュン}〔1858-1925。一進会会長として知られる代表的な親日官僚〕である。宋秉峻は夜遅く立花を訪ねて時々明け方まで痛飲しながら深い話を交わしたりした。1915年2月9日午後1時、宋秉峻は立花を訪問し、翌深夜1時まで「熟談」したのだが、「中国行、京城日報記事ノ事、朴泳孝ノ件、趙重應ノ件」を相談した。このよ

⁸ 松田利彦「朝鮮総督府官僚守屋栄夫と「文化政治」：守屋日記を中心に」松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣出版、2009年。

⁹ 百瀬孝、前掲文、131頁。

¹⁰ 朝鮮貴族と墓地規則については、李炯植「1910년대 조선총독부의 위생정책과 조선 사회」『翰林日本學』20、翰林大日本學研究所、2012年を参照。

表1 立花が面会または訪問した主要朝鮮人

	主要人物
王公家 および 朝鮮貴族	李綱公, 尹澤榮 (侯爵), 朴泳孝 (侯爵), 李完用 (伯爵), 閔泳璘 (伯爵), 宋秉峻 (子爵), 趙重應 (子爵), 尹德榮 (子爵), 李夏榮 (子爵), 李根澤 (子爵), 李容植 (子爵), 閔炳奭 (子爵), 李根湍 (男爵), 金嘉鎮 (男爵), 閔泳綺 (男爵)
前・現職 官僚	具然壽 (警務官), 趙義閔 (黄海道長官), 李軫鎬 (慶北道長官), 李圭完 (江原道長官), 柳赫魯 (京畿道参与官), 李根洪 (内部協辦歴任), 鄭弼和 (前公州警察所警部), 李政秀 (韓国警務監獄署長), 李恒九 (李王職)
前・現職 軍人	魚潭 (朝鮮歩兵隊), 金基元 (李王職李垓公附武官), 申泰英 (日本陸軍少尉)
宗教人	權秉憲 (侍天教宗理長), 權東鎮 (天道教員), 金達鉉 (天道教員), 申興雨 (キリスト教), 柳一宜 (日本組合協会牧師), 李晦光 (仏教)
独立運動家	林炳讚 (義兵将), 盧伯麟
その他	李照斗, 方台榮 (毎日申報記者), 崔東燮 (医生), 尹致昊, 韓相龍, 朴富斌
不明	金麟, 李永柱, 金氣替, 李家連, 金泳坤

うな宋秉峻の行動に対し、立花は「昨夜宋子爵来談。午前一時半ニ至ルヲ以テ睡争甚シ」¹¹と日記に記しているように、宋秉峻の夜遅くの訪問を煩わしく思うほどであった。

「韓国併合」とともに政治から排除された朝鮮貴族たちは立花をはじめとする朝鮮総督府官僚たちとの親交を通じて各種の特恵を得ようとし、反対に朝鮮総督府は朝鮮統治の安定に朝鮮の最上層有力者である朝鮮貴族たちを利用しようとしたのである¹²。朝鮮総督府は1915年4月19日、立花、宋

¹¹「立花小一郎日記」1915年4月2日条。

¹²朝鮮総督府は朝鮮貴族らに皇室の藩屏と民衆の模範となることを期待したが、朝鮮貴族らはすぐに朝鮮総督府のこのような期待を裏切り始めた。1912年4月、伯爵李址鎔が賭博で検挙されて礼遇が停止され、5月には侯爵尹澤榮も礼遇が停止されるなど、朝鮮貴族たちは賭博、蓄妾、阿片吸引などで新聞の社会面をにぎわし始めた。このような朝鮮貴族の行為は民衆の模範となるにはあまりに程遠かった。

秉峻、^{チョジュンウン}趙重應、^{ミンビョンソク}閔炳奭、石塚英蔵農商工長官、国分象太郎人事局長、吉原三郎東洋拓殖株式会社（東拓）総裁などが発起人となり、総督府部局長、東拓総裁と朝鮮貴族が参加する「内鮮人懇親会」を結成し、政治権力を剥奪された朝鮮貴族たちの不満をなだめようとした。

興味深いこととして、1914年6月22日、立花は義兵将林^{イムビョンチャン}炳讚と面談した。林炳讚は立花との面談で「韓国併合」の不当性を激しく批判し、国権返還および日本軍の撤兵を要求し、日本の韓国独立の保障だけが東洋平和を維持できる唯一の方法だと力説したのだが¹³、これに対し、立花は「大命論、時世論、大同論」で応酬した¹⁴。なお、立花は同じ故郷出身である頭山満、杉山茂丸、内田良平のような右翼浪人らとも親密な関係を持っていただけでなく、『東亜先覚志士記伝』に載るほど黒龍会、玄洋社とも関連を結んでおり、アジア主義にも影響を受けていたと思われる。

このように立花はごく少数の朝鮮人たちと接触していたのだが、これは対人関係に消極的な立花個人の性格のみならず、武断統治期における植民地権力が懐柔、協力、包摂の対象を朝鮮貴族、朝鮮人高位官僚など、ごく少数の上層部に限定していたことに起因するものと思われる¹⁵。

2-2. 在朝日本人及び日本人との人脈

立花は多くの日本人有力者とも接触している。立花と接触した民間日本人を分類すれば大きく4つのグループに分けられる。

まず言論人グループを見てみる。「韓国併合」を前後して警務総監部は

¹³『遯軒遺稿』巻6、「挙義日記」1916年6月1日。

¹⁴「立花小一郎日記」1915年6月22日。

¹⁵なお、オスターハンメルは韓国に対する日本の行政的占領がたいへん細部的に行われたのは植民社会構成員との「協力」をほとんど完全に放棄していた植民支配様式の一結果であると説明している（Jürgen Osterhammel, 박은영, 이유재 譯『植民主義』歴史批評社、2006年、p.104）。

表2 立花が面会または訪問した主要日本人

	主要人物
言論人	牧山耕蔵（朝鮮論社社長）、中野正剛（東京朝日新聞朝鮮特派員）、阿部充家（京城日報社長）、萩谷籌夫（朝鮮新聞社長）、釋尾春苧（朝鮮及満洲社長）、小幡虎太郎（朝鮮新聞京城支局長）、蛇田万次郎（平壤毎日新聞社長）、河井朝雄（朝鮮民報社長）、芥川正（釜山日報社長）、中嶋真雄（満洲日報社長）
在朝日本人有力者	宮川五郎三郎（平壤電気会社社長）、大村友之丞（京城商業会議所書記長）、高橋章之助（弁護士）、岩瀬静（大邱商業会議所会頭）、小倉武之助（大邱電気社長）、井上正太郎（全州連隊設置請願委員）、村尾伊勢松（大田商業会議所会頭）、岸辰一（大田学校組合員）
宗教人	渡瀬常吉（日本組合キリスト教会牧師）、海老名弾正（本郷教会牧師）、山本忠義、平岩愼保（日本監理教教会第2代監督）、藤岡潔
医師	和田八千穂（京城医師会会長）、工藤武城（京城医師会会長）
その他	日高丙子郎（間島朝鮮人民会長）、高橋章之助（弁護士）

朝鮮言論に対する極端な弾圧、統制政策をとった。反日的であったり民族的色彩を帯びた朝鮮人の新聞、雑誌はもちろんのこと、総督政治に批判的であった在朝日本人の新聞、雑誌までも発行を禁止した¹⁶。このようななかで在朝日本人の言論人たちが言論と出版を掌握する警務総監部に接近するようになり、言論関係者たちが日記に頻繁に登場するようになった。1915年3月29日、平壤日日新聞の出資者である蛇田万次郎が平壤毎日新聞の改革について相談した。これ以降、平壤日日新聞は平壤毎日新聞に変わることになったが、出資者である蛇田と社長藤井干城が合意して廃刊することに決定し、平南警務部に廃刊申告書を提出した。それを受けて『西鮮日報』が鎮南浦から平壤に拠点を移そうとしたが、大橋又三平南警務府長がこれを許可しなかった¹⁷。このような問題で平安南道新聞関係者が立花を訪問したのである。

¹⁶ 武断統治期、朝鮮総督府の言論政策については、姜東鎮『日本言論界と朝鮮（1910～1945）』法政大学出版局、1984年を参照。

¹⁷ 『毎日申報』1915年6月22日付。

1915年4月24日、全鮮記者協会は朝鮮新聞協會を組織し、始政5年記念朝鮮物産共進会を協賛し、その成功に努力すること、鉄道局に新聞、雑誌輸送料金改定を要求すること、逓信局に新聞電話料金引き下げを要求することを決議した。当日、阿部充家京城日報社長と芥川正釜山日報社長が全鮮記者協会の代表として立花を訪ね、発行禁止・発売禁止の緩和、詐欺罪について日本と同等の適用、保証金軽減などを請願した¹⁸。韓国統監府は1908年4月30日に「統監府令第12号」として新聞紙規則を公布し、統監府理事官に発行停止及び禁止の権限を与え、定期刊行物の発行に関する申告制、保証金制度を導入した。その後、1909年8月30日、新聞紙規則が改定され、理事官に認可権が与えられ保証金の額も増加するなど、規則が強化され、その後朝鮮総督府に継承された。朝鮮総督府がこの新聞紙規則を適用し在朝日本人言論界に対する統制、弾圧（発刊停止）を続けると、全鮮記者協会は立花警務総長に新聞紙規則の改定を請願したのである¹⁹。

興味深いことは、1915年1月13日、朝鮮公論社長牧山耕蔵が立花を訪問した時、立花は偵探機密費として500円を渡している。何のための偵探であるのか不明であるが、警務総監部機密費が民間言論人に渡されていたことが分かる。

つぎに第二のグループとして、在朝日本人有力者を見てみる。後述するが、朝鮮駐屯2個師団設置による旅団本部誘致運動が本格化するにつれ、大田^{テジョン}と大邱^{テグ}の日本人有力者たちが日記に頻繁に登場する。それ以外にも尹致昊^{ユンチホ}の弁護を引き受けた高橋章之助が1915年1月31日に登場するが、おそらく尹致昊の釈放を嘆願するためだったと思われる。

第三に、日本組合キリスト教会牧師たちと日本監理教教会牧師たちがと

¹⁸『立花小一郎日記』1915年4月24日条。

¹⁹1920年代、在朝日本人新聞人の新聞紙規則改定に関する議論については、장선「1920년대 조선의 언론출판관계법 개정 논의와 '조선출판물령」『韓國文化』47, 서울대학교 奎章閣 韓國學研究院, 2009年を参照。

きおり登場する。おそらく布教支援を受けるためであろう。

第四に、京城医師会会長らは伝染病対策について面談を申請し、京城医師会の立場を伝えた²⁰。

最後に、その他の日本人としては、1914年7月から間島朝鮮人民会長である日高丙子郎が登場する。日高は朝鮮人が多く住んでいる間島の龍井村カンド ヨンジョンに光明会を設立し、1920年代から本格的に朝鮮人小学校、中学校を運営したが、1910年代から寺内を通じて機密費を受けていた²¹。1914年7月21日、寺内総督の指示で日高採用問題を議論するために立花は徳富蘇峰京城日報顧問と会見を行った。同日、立花は山形閑高等警察課長を呼んで日高に毎月100円の機密費を与え、彼を間島に配置するように相談した。翌日、立花は訪問した日高に任務の方針を指示し、侍天教、間島での学校、病院の状況、領事館の加藤中尉と崔警部との意思疎通がうまくいっていないこと、臨時費用について意見を与えた。以後、警務総監部は日高の依頼により京城日報社員の名義を借りられるように徳富に交渉した。

このように「立花日記」には言論人、宗教人、医師、企業人など、多様な民間日本人たちが登場するが、かれらは自分の目的と利益のために立花に陳情、請願、交渉を行っていた。また総督機密費や警務総監部機密費が在朝日本人言論人や在満朝鮮人問題に関与する在満日本人に流れていたことが分かる。

2-3. 外国人との関係

「立花日記」にはアヴィソン (O. R. Avison、セブランズ病院長)、スミス (Smith、

²⁰ 1910年代京城医師会と警務総監部との関係については、李炯植「一九一〇年代植民地朝鮮における衛生行政と地域社会」を参照。

²¹ 日高については、金廷実「間島における日本人個人経営の永新学校について」『地域文化研究』3、地域文化研究学会、2005年；許壽童「間島光明会と永新学校：韓日中の「理想郷」は可能だったろうか」『満洲研究』8、満洲學會、2008年を参照。

アメリカ宣教師)、アンダーウッド (H. G. Underwood、アメリカ長老教宣教師)、バンカー (D. A. Bunker、監理会宣教師)、ハリス (M. C. Harris、監理会監督) など、少なくない西洋人宣教師たちやセブランス病院関係者たちが登場する。衛生行政を担当する警務総監部の所長である立花にセブランス医学校卒業者の処分問題、外国人医師試験問題、セブランス医学校設立問題などを協議するためには警務総長である立花との協議が不可避であったため、かれらとの面談記録がしばしば登場するものと思われる²²。

3. 警務総長の業務と活動

3-1. 長官会議

長官会議は朝鮮総督府の最高決定機関として毎週火曜日と木曜日 (1914年7月からは金曜日) に定期的に開かれ、緊急の業務が発生した時は臨時長官会議を開催した。立花は日本出張か地方巡察、あるいは病に臥せているのでなければ、つねに長官会議に出席した。日記には自身が特別だと思う案件について内容を簡略に記録しており、そうでない場合には「特件無し」と記している。

寺内は武官出身であったが朝鮮問題について豊富な見識を持っており、「上は施政の大方針より、下は内治、殖産、興業、交通、教育、宗教、司法、警察、衛生、病院などの各事業に至るまで、一として主張あらざるなく、一として之に干渉せざる無かりき」²³と言う。「立花日記」を調べてみると、長官会議において寡黙であった斎藤実総督とは異なり、寺内総督は主要懸案に対して指示を下して点検しており、寺内の仔細で強力なリーダーシップを確認することができる。それだけでなく、長官会議では論争を好

²² 李炯植「一九一〇年代植民地朝鮮における衛生行政と地域社会」を参照。

²³ 徳富猪一郎『素空山県公伝』山県公爵伝記編纂会、1928年、260-261頁。

む立花と宇佐美勝夫内務部長官との意見衝突のみならず、寺内総督との意見対立もときどき登場する。武断統治時期の総督府内の文・武官の衝突はしばしば言及されるが、総督と警務総長との間に意見の相違が存在していたというのは興味深い。

たとえば、日記では墓地規則適用をめぐる厳格な適用を主張する立花と、朝鮮貴族のような特権層には柔軟に適用することを主張する寺内総督との意見対立を垣間見ることができる。治安を担当する警務総長と朝鮮統治全般を眺望しながら個別事案を判断しなければならない総督という立場の違いが存在したのであろう。しかし、他の事案については具体的にどのような意見対立があったのかについての説明がない部分が多く、これについては今後の研究が必要であろう。

表3 長官会議主要案件

年 代	主 要 案 件	
1914	5月15日	特別案件無し
	6月9日	総督の聖旨伝達、各長官から総督不在中の報告
	6月12日	医師規則改定
	6月19日	中国労働者
	6月23日	林炳讃との問答、警官講習注意、魁新聞記事
	6月26日	米博覧会、阿波汽船補助金問題、閔俊植一行帰京、魁新聞
	6月3日	医師試験規定修正、アヴィソン医学校卒業者処分
	7月3日	閔泳翊葬儀
	7月7日	園丘壇、石鼓壇交替
	7月10日	公医職務、李垺公及び太王（高宗）私子民籍の件
	7月14日	平安山林請願
	7月17日	墓地
	7月21日	癩病院、私立伝染病院、民籍法、伝染病予防規則
	7月24日	公医配置、製酒取締、これより毎週金曜日に開会
	8月4日	平壤府尹と警官不円満

年 代	主 要 案 件	
1914	8月7日 (臨時)	総督から時局に対する注意 (国境外国人に対する情報陳述、交戦国人保護、警務機関緊粛)
	8月24日	宣戦詔書朗読、総督がこれに対する諭達
	9月1日	総督から時局に対する注意
	9月19日	外国政治についての新聞取締、咸興水害
	9月25日	浦塩勸業会解散
	10月13日	セブランス病院認可取下
	10月16日	墓地規則、屠獸墓地管理、順化院附属舎設置寄付金募集、山東渡港取締
	10月27日	屠獸料墓地埋墓料、軍人後援会、国境密出入取締
	11月27日	三陟郡の件、納税
1915	1月8日	朝鮮人結婚年齢、月報編纂改正
	1月15日	賊徒鎮圧（総督）、衛生状態報告（警務総長）
	2月5日	1915年度実行予算
	2月12日	共通法、民籍
	2月26日	玉観弼、李承薫、参政権問題
	3月2日	服部大佐の越権、衛生組合所管
	3月5日	民籍移管、地方税
	3月12日	セブランス入学式出席
	3月26日	公医問題、島司任命
	3月30日	対岸ベスト、外国人居住申告
	4月2日	憲兵に対する要請、総督不在中の注意
	4月9日	南山に大神宮奉仕
	6月1日	水質検査、屠獸検査員
	6月4日	外国人医師試験
	6月8日	道路右側通行
	6月11日	平壤日日新聞
	6月18日	中央衛生会
6月22日	道路右側通行決定	
8月24日	出版物取締	
9月14日	宮三面事件、間島民刑事一件、地方官民共進会見学	

年代	主要案件	
1915	10月8日	医生
	10月22日	長田■事件
	10月26日	宮三面事件
	11月5日	大正天皇即位式
	11月9日	提賀事件
	11月22日	宮三面事件
	11月23日	宮三面事件
	12月28日	共進会及び大礼感想収集
1916	1月6日	諭告発表
	1月22日	衛生組合費
	2月8日	在郷軍人会監督
	2月18日	衛生組合
	2月22日	端川結社、全鮮医会
	3月24日	仏教信興会

表3は「立花日記」をもとに1914年5月から1916年3月までの朝鮮総督府長官会議の主要案件を整理したものである。具体的に長官会議の案件を見てみると、1914年後半には墓地、公医配置、伝染病予防規則、セブランス病院、避病院設立などの衛生関連の事案と、第一次世界大戦勃発に対する事後処置が目にとまる。1915年前半期も対岸ペスト（鴨緑江対岸の中国で発生したペスト）、衛生組合所管、公医問題、水質検査、中央衛生会、外国人医師試験など、衛生関連事項が多いが、1915年7月に制定された伝染病予防令との関連があるようである。それ以外に共通法とこれに関連した民籍移管、参政権問題、道路右側通行、服部米次郎大佐の越権事件²⁴（文武官僚

²⁴『立花小一郎日記』1915年3月2日条。なお、服部大佐越権事件は慶北警務部長服部米次郎大佐が道の道路行政に不満を抱き、李軫鎬長官を無視して佐々木正太内務部長と協議した後、朝鮮総督府土木局に通報して土木局員の派遣を請求し、道路行政の再検討を試み、物議を醸した事件であった（服部米次郎『九十年の回顧』自家版、1963年、91頁）。

の対立)が特記に値する。1915年後半は宮^{クンサム}三面事件、共進会、医生大会などが、1916年1月3日までは衛生組合、端川^{タンチョン}事件、全鮮医会、仏教信興会などが立花が重要と考えた総督府の主要懸案であったことがわかる。

3-2. 警務総監部会報

立花警務総長が主宰する警務総監部会報(会議)では、警務総監部各課課長が参加するなかで、軍事・警察業務のみならず、衛生、戸籍事務、風俗取締など、行政、司法にわたる広範囲な分野に関する懸案が議論された。参考として表4で示すように、警務総監部課長は高等警察課長を除いて文官が任命された。

表4 1910年代警務総監部幹部

警務総長	任 命	警務課長	任 命	高等警察課長	任 命
明石元二郎	1910.1	中野有光	1910.1	山形閑	1910.1
立花小一郎	1914.4	永谷隆志	1914.12		
古海巖潮	1916.4	国友尚謙	1917.3	前田昇	1917.4
児島惣次郎	1918.7				
保安課長	任 命	衛生課長	任 命	庶務課長 会計課長	任 命
亥角仲蔵	1910.1	中野有光	1911.8	永谷隆志	1910.1
中野有光	1914.12	板東義雄	1914.12 (事務取扱)	亥角仲蔵	1914.12
国府小平	1917.1			宮館貞一	1917.1
時永浦三	1918.1				

※出典：秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、1981年）；『朝鮮総督府官報』から作成。強調は文官官僚を意味する。

表5は会報で議論された警務総監部の主要懸案である。長官会議に比べ会報案件に対する記述が簡略なのは、ほぼ毎日出勤する警務総監部において各課長から日常的な業務報告を受けていたためだと考えられる。会報に

において立花は各課長から警務総監部懸案の報告を受け、寺内総督が指示した事項を伝達し警務総監部の懸案に対して具体的な指示、命令を下している。

以下、総督府及び警務総監部の主要案件のなかで「立花日記」にしばしば登場する第一次世界大戦、参政権、民籍移管問題、宮三面問題のほか、長官会議の案件としては言及されなかったが日記にはよく登場する兵営設置問題などについて詳しく見てみよう。

表5 会報において議論された警務総監部の主要案件

年 代	主 要 案 件
1914	5月4日 軍人会、守備将校と憲兵との関係、料亭出入将校の取締
	5月16日 年中3回清潔及び身体検査、工場衛生規則及び夜見許可
	6月6日 セブランス病院、共進会主催
	6月20日 衛生及び清潔検査規定
	7月18日 朝鮮人改名届出、署長訓示報告、朝鮮人宴会加入費用
	7月25日 保安彙報
	8月10日 時局に関する諸注意（十条要示）
	8月22日 庶務課分任の件、衛生取締、朝鮮人避病院設立寄付金募集方法、孤児院寄付金（大邱）
	11月28日 朝鮮貴族附部隊巡查減員、娼妓年齢
	12月5日 山根囑託衛生事項報告
1915	4月10日 衛生及び高等警察
	6月12日 見習採用、理髪取締、米穀取締
	9月10日 部内注意事項、高等警察事項諮問答申、軍人後援会、在郷軍人会結成
1916	2月12日 朝鮮人通訳廃止
	2月26日 年度末諸件の整理

4. 立花日記から見る朝鮮社会

4-1. 第一次世界大戦と朝鮮総督府

1914年7月、第一次世界大戦が勃発した翌月、日本はドイツに宣戦布告した。第一次世界大戦についての記事が「立花日記」に最初に登場したのは8月7日に開かれた長官会議の記録である。時局が時局であるだけに臨時に開催された長官会議において、寺内総督は国境の外国人に対する情報伝達、交戦国人の保護、警務機関の緊粛などについての注意を喚起した。立花は8月13日に寺内総督に召喚され内務次官通牒、海軍行動についての新聞取締について指示を受け、新聞統制について山形高等警察課長に注意を与えた。その後、新聞統制についての注意が反復され伝達された。8月16日には寺内総督は「中国に返還する目的で膠州湾を引き受けたのであり、領土拡張の意志は全くない」とする日本政府のドイツ政府に対する態度に不満を表した。8月17日、臨時長官会議が開催され、寺内総督は各部長官に「現在戦争状況の要約」²⁵を内示した。続いて8月23日にはドイツ国交断絶についての新聞統制について寺内総督が注意を与えた。同日、李完用^{イワンユン}、趙重應も寺内を訪問し時局談を交わした。

その後、ドイツ人と「独探（ドイツのスパイ）」に対する取締・注意について総督から命令を受ける。立花は8月29日、池田十三郎通信局長官と「独探」について意見を交換するが、書信、電信の検閲を通じて「独探」を索出しようとしたものと見られる。8月31日、立花は仁川^{インチョン}など開港地の府尹〔府知事〕に「独探」に注意することを命令する。日露戦争期の「露探（ロシアのスパイ）」索出騒動を彷彿させる「独探」索出を通じて、思想統制を強化しようとしたものと思われる。続いて9月19日に開かれた長官会議では、外交、政治についての新聞統制が議論された。

²⁵ 山本四郎編『寺内正毅日記』京都女子大学、1980年（1914年8月17日条）。

それ以降、10月に日本は赤道以北のドイツ領南洋諸島を、11月には青島を占領する。1915年1月に日本政府は中国政府に21箇条の要求を提出するなど、中国をめぐる国際情勢は緊迫感を増していった。明石元二郎参謀次長は古海巖潮朝鮮軍参謀長に「万一ノ事変ニ際シテハ、関東都督ノ隷下ニ属スル為京城駐屯歩兵一連隊（一大隊欠員）、平壤駐屯歩兵二大隊（各大隊ニ中隊編成）、野砲兵一中隊ヲ応急準備完結後直ニ鉄道ニヨリ奉天方面ニ輸送セラル、筈ニ付、予メ内示ス。但シ時節柄本件ハ極メテ内密ニセラレ度」と指示している²⁶。このような状況で1915年3月9日、総督官邸では寺内総督、立花警務総長、古海朝鮮軍参謀長が集まり「対中国作戰會議」を開き臨戦態勢を強化した²⁷。寺内は朝鮮軍参謀長と立花を呼び東京から来た電報を見せて対中国作戰を議論していたのである。立花は1915年の日記に「我帝国の支那に対して執るべき方針政策は先づ南満洲に於ける帝国の優越なる地歩を厳守し進んで内蒙古の開発を図り以て列国の支那本土に対する分割及趨勢を掣肘し南方に於ける我經濟的勢力を伸暢するに至り而して満蒙問題の解決は今日の最大急務」²⁸であると書き記している。

このように第一次世界大戦勃発を契機に朝鮮総督府は新聞統制を強化し、「独探」索出に熱を上げながら思想統制を強めた。さらに大隈重信内閣が1915年、袁世凱政権に対し21箇条の要求を提出すると、いつ出陣するか分からない緊迫した情勢のなかで²⁹、中国大陸進出を夢見る朝鮮総督府と朝鮮軍は臨戦態勢を強化した。

²⁶ 山本四郎編「古海朝鮮軍参謀長宛明石参謀次長電報」『寺内正毅関係文書：首相以前』京都女子大学、1984年、604頁。

²⁷ 「立花小一郎日記」1915年3月9日条。

²⁸ 「立花小一郎日記」1915年日記の最後に書かれた文章。

²⁹ 第一次世界大戦後の朝鮮と関連した軍事行動計画については、松田利彦「일본육군의 중국대륙침략정책과 조선 (1910-1915)」權泰燧外、共著『韓國近代社會와 文化Ⅱ：1910년대 식민통치정책과 한국사회의 변화』서울大学校出版部、2003年を参照。

4-2. 朝鮮師団兵営設置問題と在朝日本人

1915年6月、大隈内閣は第36回帝国議会において2個師団増設を実現させた。日本陸軍は辛亥革命が勃発すると中国情勢に積極的に対処するため2個師団増設案を西園寺内閣に提出し、内閣が予算上の理由でこれを延期すると、上原勇作陸軍大臣が単独で辞表を天皇に提出し内閣が崩壊した。以後、紆余曲折の末に山県有朋の後援のもと、大隈重信内閣が組閣され、第1次世界大戦の勃発で2個師団増設は加速した。朝鮮に常駐する2個師団の増設は日本陸軍の大陸進出のための至急の課題であり、在朝日本人の久しい願いであった³⁰。

陸軍首脳部は、朝鮮師団兵営配置案が漏れれば朝鮮での土地買収の際に地価が暴騰すると憂慮し、徹底して秘密にしていたが³¹、2個師団増設が現実化すると、在朝日本人は商業会議所を中心に旅団本部誘致戦を熾烈に行った。大邱では大邱旅団設置期成会が設置され、会長に小倉武之助（大邱商業会議所会長、大邱電気社長）、実行委員長に伊藤吉三郎（大邱府学校組合員）が就任し、総督府、参謀本部各方面に活発にロビー活動を繰り広げた。候補地であった大田^{テジョン}ではすでに20万坪の軍用地買収が終わっていたため、期成会は献納する軍用地を購入するため半強制的に寄付金を割り当て、6万円を準備し軍用地として土地を献納するという陳情書を多方面に提出した³²。1915年6月11日、岩瀬静（前大邱商業会議所会長）は立花に会い、大邱に旅団司令部を設置することを建議した。8月14日には小倉、木村竹太郎（大邱商業会議所会員）、大邱朝鮮人商業会議所会長朴基敦^{パクキドン}、大邱銀行監視役李英勉^{イヨンミョン}が井口省吾朝鮮軍司令官を訪問し兵営設置を建議した。井口は「土

³⁰ 第31回帝国議会請願委員会に京城日本人商業会議所会頭原勝一外7,473名、大庭貫一外431名は各々岡田栄、山道襄一の紹介で朝鮮師団の増設を請願した。

³¹ 「朝鮮師団兵営配置図送付ノ件」アジア歴史資料センター、ref.C03022374700、陸軍省-密大日記-T4-1-9（防衛省防衛研究所）。

³² 伊藤吉三郎「大邱に軍隊が出来るまでの紆余曲折について」『邱友』1963年6月10日。

地献納ニ関スル申出ヲ陸軍省ニ紹介スル外何等ノ助勢モ決定モ与フル能ハサル」と答えた³³。

6月17日、羅南商業会議所会長増田大吉と同副会長江頭忠兵衛、農事組合長福島律次らは井口省吾朝鮮軍司令官を訪問し、羅南に師団を設置することを希望するという請願を伝えた³⁴。7月4日には井上翔太郎全州連隊設置請願委員が立花を訪問し、7月22日、釜山行の汽車に乗り行く途中に大田で佐藤、伊藤が乗車し、兵営設置問題を立花に請願し、大邱では江口、加藤、服部らが乗車して兵営設置について話を交わした。

立花は7月29日、陸軍大臣、次官と面会し兵営問題について話を交わし、この日到着した小倉の来訪を受けることになる。このように誘致運動が過熱すると、7月30日、立花は寺内に「出発之際被申付之件ハ大臣総長外二次官等へ慥ニ御伝達仕置候。兵営敷地も大略御趣旨之点疎通不達有力将校巡查取調之上決定相成候³⁵」と伝えている。

結局、大邱地域経済人らの熱烈な誘致運動が成果を発揮したか、兵営建設地は大邱と咸興に決定された。立花は8月11日、寺内に「兵営建設地之儀ハ大邱ト咸興トニ決定、大邱ハ敷地就納坪数場所等決定シ且手續相済次第発表之筈。咸興ハ衛生上之件調ヘノ付キシダイ発表之筈³⁶」と伝えている。

有力な候補地であった大田では8月下旬から兵営設置人民総代大野与三郎、村尾伊勢松（大田商業会議所会長）、岸辰一（大田学校組合員）らが上京し、寺内と警務総長を中心に誘致運動を展開した。8月23日、立花はかれらの代表に会い陸軍大臣と参謀総長に大田の意見を上申することを約束した。8月24日には小原新三忠南道長官まで上京して立花と「大田事件」について話を交わした。立花は大田の状況について陸軍大臣に打電し、井出治（朝

³³『井口省吾日記』1915年8月14日条、防衛省防衛研究所所蔵。

³⁴『井口省吾日記』1915年6月17日条。

³⁵1915年7月30日付寺内宛立花書簡（「寺内文書」319-24）。

³⁶1915年8月11日付寺内宛立花書簡（「寺内文書」319-25）。

鮮軍經理部長)、白井二郎(朝鮮総督府副官)とこの問題を協議した。兵営候補地として大邱が有力になると、大田では在朝日本人の民心が動揺したために、忠南道長官まで状況報告のために上京したものと思われる。以後、立花は朝鮮軍参謀長と大邱駐屯旅団長と対策会議を重ねるなかで、8月31日、寺内総督と「大田人民不穩」について相談し、陸軍大臣にこの状況を伝えた。引き続き山形高等警務課長を大田に派遣し、道長官、警察官と協力して鎮静させるよう処置した。その後も立花は軍首脳部、警察幹部達と対策準備に苦心することになる。

このように2個師団増設による朝鮮配置部隊の誘致をめぐり、不動産騰貴を狙う在朝日本人有力者らを中心とする勢力が熾烈な誘致戦を展開した。こうしたなかで結局大邱に歩兵第80連隊が配置され、大田に中学校と第80連隊のうちの一個大隊を配置する線で朝鮮総督府は誘致に漏れた民心を抑えようとした。兵営誘致戦で大田は在朝日本人だけが参与していたのに対し、李軫鎬^{イジン}が慶北道長官に就いている大邱では朝鮮人商工業者も参加している。1920年代には学校、道庁、税務署など、官公所を誘致するため地域間の競争・対立が熾烈に展開されたのだが、1910年代兵営誘致をめぐる地域間競争、総督府と地域間の葛藤が表れ始めたのは興味深い事例だと思われる。

4-3. 宮三面事件

1915年後半期から「立花日記」に宮三面^{クンサムミョン}事件がしばしば登場する。宮三面事件は全羅南道羅州宮三面^{ナジュ}(枝竹面・裳谷面・郁曲面)の土地をめぐる農民と宮家との紛争に東洋拓殖株式会社が計画的に介入し所有権を獲得することにより、朝鮮農民と東拓との間に発生した土地所有権紛争であった³⁷。

³⁷ 宮三面事件については、이규수『植民地朝鮮과日本, 日本人』다할미디어, 2007年; 박이준『韓國近現代時期土地奪還運動研究』선인, 2007年を参照。

農民の土地が駅屯土に編入されたため、農民と宮家との間に土地紛争が発生し、この土地が東拓に買収され、宮三面農民と東拓との土地所有権紛争に飛び火したものである。宮三面の農民は羅州郡守、道長官、栄山浦憲兵分隊長、全南警務部長などに対しては請願運動、法院に対しては訴訟を提起し、小作料不納運動を通じて東拓に土地返還を要求した。これに対し東拓は社員を派遣して強制的に小作料を徴収しようとし、両者の衝突が相次いだ。

このように事態が深刻になると、警務総長は、一般の関係者が訴訟やその他の温和な方法で権利を主張するならばさておき、不穏な行動に対しては鎮圧する必要があると、官憲の威力を示して無謀な行動に出ないようにするという方針を立てた³⁸。具体的に警務部は「治安維持」という名目で「三面区域内に憲兵を増加配置すること、面民の大衆集会を禁止する事、面民の違反行為は男女を問わず抜かりなく処分すること、首謀者を検挙すること、小作料の徴収は道庁に一任し警察は深く関与しないこと」という方針を立て、農民の小作料不納同盟の結成を阻止しようとした³⁹。また警務総監部は訴訟の進行について司法部に交渉する一方、東拓に対しても小作料を引き下げ、事件解決までは移民を中止するといった民心緩和政策を注文した。司法部との交渉を通じて東拓に有利な裁判を引き出そうとしたのである。

宮三面の農民は1912年3月、光州地方法院に土地所有権確認兼引渡請求訴訟を提起し、第3審（1914年9月上告、1915年2月判決）でも全面敗訴したが、小作料不納運動を続けたため、警務総監部は対策を練らざるを得なくなった。立花は1915年7月10日、林市蔵東拓理事と宮三面について意見を交わし、

³⁸ 全羅南道警察部高等警察課『宮三面問題の概要』全羅南道警察部高等警察課、1925年、33頁。

³⁹ 이규수, 前掲書, p.181.

7月19日には中野保安課長、林理事と宮三面事件及び「朝人劇」について議論した。立花は朝鮮農民の小作料不納運動を「朝人劇」とあざけり、たいへん否定的に認識していたことが分かる。10月7日に工藤英一全羅南道長官、10月26日に青木戒三商工課長と面談した。この問題は9月14日、10月26日、11月22日の長官会議でも議論され、11月23日、総督府に山県伊三郎政務総監を総裁に、国分三亥司法部長官、宇佐美勝夫内務部長官、立花警務総長、工藤全羅南道長官、秋山雅之介参事官、浦野丈蔵全羅南道警務部長、馬場栄山浦憲兵分隊長、林東拓理事、青木商工課長らが参席するなかで、宮三面小作料整理会議が開催された。会議では、道警務部と東拓幹部が立ち会って面民を懐柔すること、説得に応じた者には承認調印を受けること、説得に応じない者には訴訟を提起し抜かりなく執行し小作を解除すること、説得に応じた者には小作を続けさせること、4年間支払わなかった小作料は5年年賦償還を許諾すること、小作料は従来の例によりむやみに変更しないこと、当分の間移民させないこと、説得前後の警戒は警務部で遺憾のないように気を配ること、という方針を定めた⁴⁰。

総督府の方針に従い、12月2日、工藤道長官と浦野警務部長は農民たちを説得するため宮三面に向かった。そこで警務部長は「唯今道長官閣下等ハ汝等ノ為特ニ訓示ヲ与ヘラレタノテアルカラ汝等ハ速ニ之ニ服シ良民タルノ実ヲ表ハサナクテハナラヌ。若シ不平ヲ唱ヘ、之ニ従ハサルカ如キ者アラハ之レ即チ暴民同様ト看做シ如何ナル措置ヲ採ルヤモ知レナイカラ此ノ事ハ予メ覚悟シテ置ケ」⁴¹と脅す一方、農民代表52名を召喚し小作料納付をめぐる契約書に捺印するよう強要した。以後、憲兵は煽動を教唆した主要幹部7名を保安法違反で検挙し、小作料納入を強制し、表面的には解決を見ることになった。立花は12月6日、寺内総督に宮三面事件について

⁴⁰ 이규수, 前掲書, p.183.

⁴¹ 全羅南道警察部高等警察課『宮三面問題の概要』（1925年11月）44-45頁。

報告し、同日に吉原東拓総裁は立花に感謝を表した。

このように1915年7月から立花が1916年4月、警務総長を辞める時まで、宮三面事件は総督府が解決すべき最も重要な懸案の一つであった。立花は朝鮮農民の小作料不納運動を「朝人劇」と揶揄し、強硬に対応した。このような強硬な対応で宮三面事件は一時鎮静したかのように見えたが、3・1運動後、農民の土地回収運動は本格化することになる。

5. 立花の朝鮮統治認識

「韓国併合」の安堵感と民族運動に対する徹底した弾圧を背景に、治安が多少安定した局面に入ったものと判断した寺内総督は、朝鮮人に同化政策を実施することについて楽観的な立場であった。1913年11月、寺内が東京に渡り、それまでの3年間の実績を天皇に上奏した内容のなかには「地勢相接シ、人種相同ジキヲ以テ其ノ融合同化上、殆ンド何等ノ障碍アルヲ見ズ」⁴²とする記述があるが、これは政治的ライバルである原敬の統治観⁴³ともたいへん似ている。2年後の1915年11月、朝鮮総督府は『総督府施設歴史調査書類』を作成したのだが、そのなかでも「古来密接ノ利害関係ヲ保テルノミナラス、同種同文ニシテ風俗風教モ亦大差ナキヲ以テ、相融合同化スル」⁴⁴ことが可能だと叙述している。

このように朝鮮人同化に対する楽観的な展望が蔓延する雰囲気なかで朝鮮統治の根幹に関する徴兵令問題、参政権問題、民籍（戸籍）の区分撤廃問題が議論された。

⁴² 黒田甲子郎編纂『元帥寺内伯爵伝』元帥寺内伯爵伝編纂所、1920年、713-714頁。

⁴³ 原敬の漸進的内地延長主義については、春山明哲『近代日本と台湾：霧社事件・植民地統治政策の研究』藤原書店、2008年を参照。

⁴⁴ 「総督府施設歴史調査書類」1915年11月（山本四郎編『寺内正毅関係文書：首相以前』京都女子大学、1984、178頁）。

まず、徴兵令問題をめぐる言及では次のような例を挙げる事ができる。朝鮮駐劄軍参謀長立花小一郎は1913年10月、『朝鮮及満洲』を通して朝鮮人の短所として「精神の節操が欠乏し」ている点を指摘しながらも、日清戦争当時の朝鮮人人夫が軍糧米を運搬した実績を挙げて「軍事上から見た鮮人は概していへば余り見下げた者で無く、方法宜しきを得ば随分役に立つ民族である」、「将来彼等を養成して何時かは忠良なる日本軍人たらしむ」⁴⁵べしと主張している。併合からそれほど経たない頃から徴兵制実施をめぐる議論が提起されていたという点は注目するべきである。

警務総長に就任した立花は「朝鮮人同化の根本方針より考へると、固より一日も速く民籍の区別を撤廃せねばならぬ、彼等に兵役の義務も負はせねばならぬ、随うて参政権も与へねばならぬ、憲法上の与へられたる権利も凡て与へねばならぬ」⁴⁶とし、民籍法改正及び兵役の義務、そして参政権付与にも言及している。

第一次世界大戦勃発後、井口省吾朝鮮駐劄軍司令官はハーグ密使事件にともなう韓国軍隊が解散した後も残っていた朝鮮王室近衛兵と朝鮮人憲兵補助員巡查補の性格を論じながら、「教養の如何に依りては兵士としても有望である」とし、徴兵問題について楽観的な態度を示している。また彼は徴兵令施行と参政権付与問題との相関関係については「朝鮮人が果して参政権を行ふ丈の能力と人格と備はり真の日本人として我々と同じく心から死を以て国家の興亡に当ると云ふ丈の人間となつた暁は参政権を与へても善いでは無いか」⁴⁷と、日本帝国のため血を流すのに留まらず、「参政権を行ふ丈の能力と人格」を有する時まで参政権付与を留保することを主張している。なお、井口は1916年10月26日、長谷川好道新任朝鮮総督に①

⁴⁵ 立花小一郎「軍事上より見たる朝鮮民象」『朝鮮及満洲』75、1913年10月、13-14頁。

⁴⁶ 「新警務総長立花少将と語る」『朝鮮及満洲』83、1914年6月、4-5頁。

⁴⁷ 「井口軍司令官を訪ふ」『朝鮮及満洲』94、1915年5月、9-10頁。

朝鮮人将校に叙位の恩典を付与すること、②朝鮮人将校の恩給法制定を迅速に進めること、③朝鮮人に将校教育の支援を許可すること、④朝鮮人に短期義務服務を付加することは害がないことなどの意見を提示した⁴⁸。

参政権問題をめぐっては、積極的な立場を標榜した朝鮮駐劄軍とは異なり、朝鮮総督府官僚の立場は否定的な見解が目立った。たとえば、第27回帝国議会予算委員会総会において1911年1月26日、大石正巳が武断統治及び会社令について攻撃的な発言をすると、寺内総督は朝鮮人を「文明国民ト同一ニ取扱ハントスルハ大間違ナリ。若シ朝鮮人ニシテ参政権ヲ要求セリトセバ諸君ハ直ニ之ヲ与ヘラルハヤ」⁴⁹と反問するなど、朝鮮人参政権問題に極度の拒否感を示した。

このようななかで一進会顧問を務めていた内田良平は1914年4月に「朝鮮統治制度案」を作成し、大隈内閣の各大臣、寺内朝鮮総督及び元老などに提出した。内田は「朝鮮統治制度案」において「朝鮮ハ併合後ノ今日ト雖モ決シテ彼ノ台湾、樺太ト同一律ニ論ズ可カラズ。或ル適当ノ時機ヲ待テ、相当ノ制限ヲ設ケテ参政自治ノ権利ヲ分与シ、努メテ人民ヲシテ天皇陛下ノ懿徳ニ同化セシメザル可カラズ」と主張した。具体案では中枢院の廃止、日本・朝鮮間の差別（法律、規則、俸給、待遇）の撤廃、総督府官吏・李王族・朝鮮貴族・平民で構成された立法議員の設置、地方議会の設置、徴兵令の実施、京城への朝鮮大学の設置を挙げている⁵⁰。内田のこのような動きと連動して一進会を創立した宋秉峻は朝鮮人参政権付与運動を展開した。宋秉峻は1914年6月19日、立花憲兵隊司令官を訪問し、12時まで痛飲しながら「併合事情、朝鮮人権利論、宋秉峻及李完用責任論」⁵¹について話した。立花は7月30日、内田の「朝鮮統治制度案」を通読する。翌年1

⁴⁸ 波多野勝編『井口省吾伝』現代史料出版、2002年、235頁。

⁴⁹ 『東京朝日新聞』1911年1月27日付。

⁵⁰ 「朝鮮統治制度案」内田良平研究会編『内田良平関係文書』第11巻、芙蓉書房出版、1994年。

⁵¹ 「立花小一郎日記」1914年6月19日条。

月2日、立花は寺内に宋秉峻の密書を提出した。続いて2月17日、宋秉峻は立花を訪問し「参政権付与請願一件」について相談した。2月26日に開かれた局長会議において立花警務総長は「参政権問題、李・宋ノ件」を報告し、具然壽クヨンスから宋秉峻の奉勅に関する件を聞いた⁵²。このような宋秉峻の請願運動に対して立花は「参政権云々ノ悪言」⁵³と罵倒した。立花は雑誌を通して朝鮮人に参政権を与えることを主張したが、公式的に発表される内容とは大きな落差があったという点が注目される。

一方、1914年6月、立花警務総長が「民籍区別の撤廃」、つまり日本と植民地との間の地域籍の転籍〔「内地」「朝鮮」「台湾」等のあいだで本籍を移すこと〕を公言したことは先に言及した。徴兵令では徴兵義務者の範囲を日本本籍別（日本人）、性別（男性）、年齢別（17歳以上40歳以下）に規定しているが、立花は日本と植民地を区別する地域籍を撤廃することで朝鮮人にも徴兵義務を負わせることを想定していたのである⁵⁴。以後、転籍問題は共通法⁵⁵制定の動きと連動しながら総督府内で議論されたが、民籍業務を総括している警務総長に就任した立花は、就任後間もなく中野有光警務課長と民籍法について相談するなど、転籍問題に深い関心を示していた。

ところで、大隈内閣は1914年12月、共通法の草案を完成して朝鮮総督府に送付した。この草案では、内地人、朝鮮人、台湾人などの身分に対して、国籍法及び明治31年法律第21号「外国人ヲ養子又ハ入夫ト為スノ法律」の

⁵²「立花小一郎日記」1915年2月26日条。宋秉峻は3・1運動後、天皇に朝鮮統治について上奏を試みるが、1915年にも類似した上奏をしようとしたものと思われる。

⁵³『寺内正毅日記』1915年3月5日条。

⁵⁴戸籍と兵役については、田代有嗣・吉田和夫・林田慧「共通法3条3項と兵役法との関係：戸籍事務と兵役法（1）（2）（3）」『戸籍』270-272、1969年6-8月；坂元真一「敗戦前日本国における朝鮮戸籍の研究：登録技術と徴兵技術の関係を中心として」『青丘学術論集』10、韓国文化研究振興財団、1997年、を参照。

⁵⁵日本、朝鮮、台湾などの法令の型式、内容が他の地域において施行されることを前提として各法域に施行された法令の適用範囲の確定及び異法地域間の法令の連結・統一を図るため、1918年に制定された法律である。

規定を準用し、その適用については内地では内務大臣が、朝鮮、台湾においては朝鮮総督、台湾総督が行い、戸籍法（大正3年3月法律第26号）が施行される地域では戸籍法147条（「外国人カ養子縁組又ハ婚姻ニ因リテ日本ノ国籍ヲ取得スヘキトキハ縁組又ハ婚姻ノ届書ニ国籍取得者ノ原国籍ヲ記載スルコトヲ要ス」）ないし152条の規定は国籍法及び明治31年法律第21号の規定による身分取得と喪失の場合に準用することとなっている。

立花は翌年2月12日、中野有光保安課長を呼び共通法規について意見を聞いた後、山県政務総監が議長を務めている共通法規に関する会議に参加した。ただ史料的な制約のためその会議で立花が具体的にどのような立場を取ったのかについてははっきりとしない⁵⁶。しかし「民籍区別の撤廃」を主張していた立花が転籍問題に積極的であったということはほぼ間違いないと思われる。その後、共通法規に関する会議でまとめられた案は、2月17日に児玉秀雄総務局長の名義で内閣に提出された。共通法制定に対する内閣の照会について総督府は「帰化ノ条件ヲ探テ以テ国内間ノ転籍ヲ律スルハ不可ナリ故ニ原則トシテハ転籍ノ自由ヲ認メ監督其ノ他特殊ノ事情ノ下ニ多少ノ制限ヲ置クコトトセラレタシ」、「国籍法第二十四条第一項ノ場合ニ二重ノ籍ヲ認ムルハ止ムヲ得サルコトトスルモ同条第二項ノ制限ハ除却セラレタシ」という意見を提示した。のみならず、「帰化ノ条件ヲ探テ以テ国内間ノ転籍ヲ律スルハ不可ナリ故ニ原則トシテハ転籍ノ自由ヲ認メ監督其ノ他特殊ノ事情ノ下ニ多少ノ制限ヲ置クコトトセラレタシ」、「国籍法第二十四条第一項ノ場合ニ二重ノ籍ヲ認ムルハ止ムヲ得サルコトトスルモ同条第二項ノ制限ハ除却セラレタシ」⁵⁷と、転籍に関して注文している。すなわち、国籍法第24条第2項に「現ニ文武ノ官職ヲ帯フル者ハ前六條ノ

⁵⁶ 浅野豊美は共通法制定過程において朝鮮総督府と台湾総督府が転籍問題について肯定的な立場をとっていると指摘している。浅野豊美「国際秩序と帝国秩序をめぐる日本帝国再編の構造」浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的展開』信山社、2004年。

⁵⁷ 国立公文書館所蔵「共通法ヲ定ム」（2A-11-類12681）。

規定ニ拘ハラス其官職ヲ失ヒタル後ニ非サレハ日本ノ国籍ヲ失ハス」という条項を削除するべきであると注文したのである。3月30日、寺内は「度支部徴兵令関係ノ事ニツキ長官ト談示シ置タリ」⁵⁸とあるように、徴兵令施行の観点から転籍問題に積極的だったようである。

総督府は国籍法及び明治31年法律第21号（外国人ヲ養子又ハ入夫ト為スノ法律）を準用するという内閣の方針について、朝鮮人を外国人として扱うという誤解を呼ぶおそれがあるという理由から反対し、帰化条件で転籍を規制せず、原則的に転籍の自由を認めながら多少の制限を置いて日本への転籍を許可する立法政策を支持していたのである⁵⁹。これに対し日本内閣は転籍によって日本人が兵役を忌避する憂慮があるという理由で反対し、挫折した⁶⁰。

立花は朝鮮人に参政権を与えることについて極度に否定的な反応を示したが、朝鮮人を軍事的に動員するための処置の一環である転籍についてはたいへん積極的であった。日記では具体的に表れていないが、朝鮮人の一部を日本戸籍に移しかれらに兵役の義務を負わせるか、反対に朝鮮人軍人の一部を日本戸籍に移し、日本人としての特権（たとえば官僚の加俸）を与えることで、懐柔・包摂しようとしたと考えられる。

⁵⁸『寺内正毅日記』1915年3月30日条。

⁵⁹内務省管理局は1944年1月28日付で「朝鮮人皇民化基本方針」という文書を作成しているが、朝鮮人処遇の向上施策として「政治参与」に続き「戸籍法の施行」が挙論されている。すなわち皇民化の事実が顕著な朝鮮人（日本に長く居住し日本人と区別し難いほどに皇民化した者、太平洋戦争に武勲のある帰還勇士で日本に居住した者）に対し、日本への転籍を認めると提案している。これに対し、朝鮮総督府法務局が1944年10月11日付で作成した「内地朝鮮間ニ関スル法律案」は「引続三年以上転籍又ハ分家セントスル地域ニ住所ヲ持スルコト」、「国語ヲ常用スルコト」などを転籍条件に提示しており、許可対象が内務省案より広範囲である（遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』明石書店、2010年、184-185頁）。

⁶⁰浅野豊美、前掲書を参照。

6. おわりに

本稿では立花が警務総長として在任した2年間の日記を素材に、立花の朝鮮での人脈、警務総長としての業務、朝鮮総督府の内部状況、朝鮮総督府の統治政策と朝鮮人・在朝日本人を含む朝鮮社会との関係、朝鮮統治観を探ってみた。

まず立花は朝鮮貴族や朝鮮人高位官僚を除いてはあまり朝鮮人と接触しなかった。懐柔と包摂の対象であった朝鮮貴族にも墓地問題について高圧的な姿勢を見せ、朝鮮人の結社、政治活動に対し徹底的に抑制した。一方、立花は言論人、宗教人、医師、企業人など、多様な民間日本人と接触したが、かれらは自らの目的と利益のために立花に陳情、請願、交渉していた。また論争を好む立花は長官会議において宇佐美内務部長官と意見衝突が頻繁にあっただけでなく、寺内総督ともしばしば対立していた。

第一次世界大戦が勃発すると、朝鮮総督府は新聞統制を強化し「独探」索出に熱を上げつつ思想統制を強化した。立花は日本政府の袁世凱政権に対する21箇条の要求を機会に、大陸進出を拡大し満蒙問題の解決を図ろうとした。

一方、「立花日記」から見える植民地朝鮮社会は、朝鮮総督府の圧倒的な優位のなかでも、一方的な植民地支配政策に対し反発、抵抗、交渉しながら変化の兆しを示し始めた。朝鮮総督府は1915年9月から開かれる始政5年記念共進会を成功裡に開催するため、料理業者大会、全道神職大会、新聞記者大会、鉱業連合懇談会、酒造業者大会、移入酒商大会、運輸業者大会、水産懇談会、医学大会、医生大会、薬学大会、朝鮮金融業者大会など、各種大会の開催を許可した⁶¹。このような各種大会開催をきっかけに徹底

⁶¹ 朝鮮総督府『(始政五年記念) 朝鮮物産共進会報告書』朝鮮総督府、1916年、第12章の各種大会を参照。

的に封鎖していた集会・結社の自由が一時的であるが許容され、朝鮮社会は共進会開催を起点に新しい転機を迎える。

在朝日本人は地域開発と自身の安全のため兵營誘致運動を活発に展開しながら一方的な総督府の政策に反発した。医生たちは医生大会を開催し全鮮医会を結成して漢方医学の復活を図り、宮三面の朝鮮農民たちは請願運動、法院に対する訴訟提起、小作料不納運動を通して東拓に土地所有権返還を要求した。武力を前にした武断統治に息を殺していた朝鮮人たちが徐々に自分の声をあげ始めたのである。

最後に、立花は朝鮮人に参政権を与えることについて極度に否定的であったが、国籍法を改正し朝鮮人に兵役の義務を負わせることにはたいへん積極的であった。

(榎谷祐一 訳)